

2020年12月4日

大阪市長 松井 一郎 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会長 田中 宏和  
連合大阪大阪市地域協議会  
議長 木戸 茂

## 連合大阪大阪市地域協議会

### 2021年度大阪市への政策・制度予算要請

貴職の日頃よりの市民生活の向上にむけた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たち連合大阪は、大阪府域で働く者を代表する組織として、暮らしの底上げや格差是正など、働く者が公正に報われる社会の実現にむけ、さまざまな活動に取り組んでいます。

そうした活動の一環として、誰もが安心して働き、生活できる元気な大阪市を創りあげていく観点から、大阪市内の生活者・勤労者による議論を重ね、今般、「2021年度 大阪市への政策・制度予算要請」をまとめたところです。

とりわけ、今般のコロナ禍のもとで社会経済活動の先行きが見通せない中、大阪の雇用・労働環境は急速に悪化しており、雇用に関しては、有効求人倍率が10か月連続で低下し、本年10月には1.10倍に落ち込むなど、求人の減少と求職者の増加があいまって、厳しい状況となっています。

連合大阪はこの間、働く者・生活者の立場から、感染拡大防止のための取り組みに積極的に協力するとともに、労働相談や緊急要請などを通じて労働者の不安払拭に向けた取り組みを行っているところです。

こうした厳しい状況のなか、感染症の拡大を防ぎ、生活者・勤労者の安全と安心を確保するとともに、雇用を守り、働く者・生活者の不安を取り除くことは、持続可能な社会の実現に欠かせません。そうした事からも、政令指定都市である大阪市の役割は極めて重要となっています。

今回の要請内容は、「雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策」「経済・産業・中小企業施策」「福祉・医療・子育て支援施策」「教育・人権・行財政改革施策」「環境・食料・消費者施策」「社会インフラ施策」の6点を柱として50項目と大阪市地域協議会独自19項目を加えて69項目となっています。財政状況が厳しい中ではありますが、2021年度の市政諸施策にぜひとも反映していただきたく要請いたします。

以上

## 2021年度 大阪市政策・制度予算要請

### 1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

- (1) 雇用対策の充実・強化について
  - ① 大阪雇用対策会議について
- (2) 就労支援施策の強化について
  - ① 地域での就労支援事業強化について
  - ② 障がい者雇用施策の充実について
- (3) 男女共同参画社会の形成（推進）にむけて
  - ① 女性の活躍推進について
  - ② 女性活躍推進法の改正について
- (4) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について
  - ① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について
  - ② 法令遵守・労働相談機能の強化について
- (5) 外国人労働者が安心して働くための環境整備について
- (6) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について
- (7) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について
  - ① 男女共同参画社会をめざした取り組み
  - ② 治療と職業生活の両立に向けて

### 2. 経済・産業・中小企業施策

- (1) 中小企業・地場産業の支援について
  - ① ものづくり産業の育成強化について
  - ② 中小企業への融資制度の拡充について
  - ③ 非常時における事業継続計画（BCP）について
- (2) 下請取引適正化の推進について
- (3) 公契約条例の制定について

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

- (1) 地域包括ケアの推進について
- (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について
- (3) 医療提供体制の整備にむけて
- (4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて
  - ① 介護労働者の処遇改善と人材の定着
  - ② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について
- (5) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて
  - ① 待機児童の早期解消にむけて
  - ② 保育士の確保と処遇改善
  - ③ 地域子ども・子育て支援事業の充実にむけて
  - ④ 企業自動型保育施設の適切な運営支援
  - ⑤ 子どもの貧困対策について

⑥子どもの虐待防止対策について

**4. 教育・人権・行財政改革施策**

- (1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて
- (2) 奨学金制度の改善について
- (3) 労働教育のカリキュラム化について
- (4) 人権侵害等に関する取り組み強化について
  - ① 差別的言動の解消に向けて
  - ② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて
  - ③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消
- (5) 投票率向上に向けた環境整備について
- (6) ふるさと納税の運用について

**5. 環境・食料・消費者施策**

- (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進
- (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について
- (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について
- (4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

**6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

- (1) 交通バリアフリーの整備促進
- (2) 安全対策の向上に向けて
- (3) キッズゾーンの設置に向けて
- (4) 防災・減災対策の充実・徹底について
- (5) 地震発生時における初期初動体制について
- (6) 地域防災対策の連携強化について
- (7) 集中豪雨など風水害の被害防止対策について
  - ① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について
  - ② 災害被害拡大の防止について
- (8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について
- (9) 交通弱者の支援強化にむけて
- (10) 持続可能な水道事業の実現にむけて

**7. 大阪市地域協議会独自要請**

- (1) 大阪市地域協議会独自要請
  - ① 大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて
  - ② 「まち・ひと・しごと創生法」の理念に基づく創生戦略について
- (2) 経済・産業・中小企業施策
  - ① コロナ禍による経済のダメージの軽減と再生に向けての支援の実施について
- (3) 福祉・医療・子育て支援施策
  - ① 地域医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現
  - ② 市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について
  - ③ 休日急病診療所の充実と増設を診療時間の拡大について
  - ④ 公衆衛生研究所の機能充実について

- ⑤児童いきいき放課後事業について
- ⑥喫煙による健康被害防止のための施策について
- ⑦コロナ禍の中における、社会のセーフティーネットの再構築について
- (4)教育・人権・行財政改革施策
  - ①区行政の充実について
  - ②すべての子どもたちに教育を保障すること
  - ③教育費・医療費の完全無償化について
  - ④子どもたちの学習環境整備について
- (5)環境・食料・消費者施策
  - ①プラスチックごみ削減の取り組み
- (6)社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策
  - ①魅力ある「まちづくり」の進展について
  - ②勤労者視点からの防災計画の充実について
  - ③空き家対策の強化
  - ④高齢ドライバーの安全対策について

=====

## 1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

### (1)雇用対策の充実・強化について

#### ①大阪雇用対策会議について

新型コロナウイルス感染症拡大により、大阪の経済情勢が急激に悪化している。長期にわたる緊急事態宣言や行動自粛などにより雇用環境にも大きな影響をおよぼしている。

早急に「大阪雇用対策会議」を開催し、幅広い雇用対策の拡充にオール大阪で取り組むべきである。有期・短時間・契約・派遣等で働く労働者や社会的弱者への支援も含め、行政・経済団体・労働団体が一体となった対策を早急に講じること。

### (2)就労支援施策の強化について

#### ①地域での就労支援事業強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代を含む、就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、コロナ禍における労働環境の悪化を踏まえ、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進などをつとめ、地域の労働課題の解消を進めること。

#### ②障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進し、障がい者の就労支援と職場定着を支援に取り組むこと。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響により、障がい者の雇用環境が悪化する恐れもあることから、さらなる取り組みの強化を行うこと。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短い

ことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化すること。

### (3) 男女共同参画社会の形成（推進）にむけて

#### ① 女性の活躍推進について

「大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～」(2016-2020)の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、大阪市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす大阪市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

大阪市は、全国に比して女性の就業状況、非正規比率、年齢階層別就業状況などの指数が良くないとの認識。「コロナ禍」の影響が、いわゆる「社会的弱者」に対して色濃く表れることから、男女共同参画の視点からも分析と対応が必要であり、必要な施策の充実を図ること。とりわけ雇用環境が悪化する恐れがあることから、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実を図ること。

#### ② 女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう関係先と連携し、市内の事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

### (4) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

#### ① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。

#### ② 法令遵守・労働相談機能の強化について

ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正、労働安全衛生の徹底など、雇用・労働環境の整備について周知・啓発をはかること。悪質な事案があれば、関係先とも連携し、適切な施策を講じること。

また、労働相談については、ニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム構築などについて検討すること。

### (5) 外国人労働者が安心して働くための環境整備について

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

とりわけ、外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。

また生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。

### (6) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪市の「ものづくり」は、東部地域を中心に高密度な工業集積地を形成している。成長戦略として見込まれる IoT・ロボットテクノロジーをはじめとする産業は、情報の収集や人材育成が不可欠である。そのため、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行うなど、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

加えて、人材確保のためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となることから、大学をはじめとする研究機関や支援機関を誘致するなど、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

## (7) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

### ① 男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備に向けて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法などの意義をふまえ、大阪市としての施策の着実な推進を図ること。また、具体的な施策としてきめ細やかな対応ができる相談窓口の充実を図ること。

また、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業については、引き続き広く周知を行い、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

### ② 治療と職業生活の両立に向けて

大阪市においては、大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21（第 2 次後期）計画」に基づいて「がん対策」が推進されてきたが、大阪府が現在進めている「第 3 期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023 年）の促進が図れるよう、大阪市としての自主的かつ主体的な「がん対策」の充実を図ること。とりわけ、働く世代のがん患者に対する就労支援など、患者支援の充実を推進すること。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) 中小企業・地場産業の支援について

#### ① ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）を中心として、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

#### ② 中小企業への融資制度の拡充について

中小企業への事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

#### ③ 非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。

経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定による「BCP策定大阪府スタイル」なども活用し、大阪市としても積極的な啓発活動に取り組むこと。さらに、大阪市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

## (2) 下請取引適正化の推進について

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

とりわけ「コロナ禍」による影響を考慮し、適正な価格転嫁が行えるよう、より強い働きかけを行うこと。

## (3) 公契約条例の制定について

総合評価入札制度を導入した市町村は、府内で20市となっている。公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約のさらなる適正化を推進すること。

# 3. 福祉・医療・子育て支援施策

## (1) 地域包括ケアの推進について

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

## (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21（第2次後期）」を大阪市民にさらに広くPRする取り組みを行うこと。

とりわけ、市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のために、若年層を中心に受診制度の拡充をはかること。

また、市民が大阪市の事業や健康に関する情報などを気軽に入手できるよう、SNSの活用など、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

## (3) 医療提供体制の整備にむけて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師

の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。とりわけ、救急科や産科、小児科など医師の不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。

また、医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善を図ること。さらに、慢性的な人手不足を解消するためにも、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施するなど、大阪市独自の人材確保に向けた施策の検討を行うこと。

#### **(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて**

##### **① 介護労働者の処遇改善と人材の定着**

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善のための施策を検討すること。

また、潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。

さらに、事業所に対しては、労働法令等を順守させるとともに、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けることや、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

##### **② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について**

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。

とりわけ、包括的・継続的な支援のための優秀な専門職員の確保は重要な課題であり、処遇改善を図るなど人材確保に向けた施策を検討すること。

また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、さらなる周知・広報等に取り組むこと。

#### **(5) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて**

##### **① 待機児童の早期解消にむけて**

待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。

##### **② 保育士等の確保と処遇改善**

セーフティネットの観点から、公立保育所や市立幼稚園の削減を行わないこと。

支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育士や幼稚園教諭の要員を確保すること。保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。

そのために正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげる



### ③地域子ども・子育て支援事業の充実にむけて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

### ④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などを徹底すること。さらに、認可施設への移行を強力に進め保育の質を確保すること。

また、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること。さらに、事業者や保護者の声を聞くことにより、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築するなど、保育の質を確保するための施策の検討を行うこと。

### ⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行う「大阪市こどもサポートネット」について、成果と課題を明らかにすること。

また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

さらに、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

### ⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待を未然に防ぐため、市民に対し「児童虐待防止法」の周知を図ること。特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、「こども相談センター」における、子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、虐待の早期発見を図るとともに、学校などとの連携を強化し、早期発見、未然防止に努めること。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

### (1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での1・2年生で実施している35人学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するとともに、産育休者や病休者の代替講師を遅延なく配置すること。さらに客観的な勤務時間管理を行うことなどにより、市立学校における教職員の長時間労働を是正し、本来の仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

### (2)奨学金制度の改善について

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、「大阪市奨学費」の拡充を図ること。あわせて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、「コロナ禍」において返済困難な対象者に対しては返済猶予措置について検討すること。

### (3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における「働く若者のハンドブック」の十分な活用をはじめ、労働教育の充実、カリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。さらに、そうした講義の講師については労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を設定すること。

### (4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

#### ① 差別的言動の解消に向けて

人権が尊重され、誰もが互いの文化を認め合い、自分らしく生きることのできる多文化共生社会の実現をめざし、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の主旨を広く市民に周知するとともに、ヘイトスピーチをゼロにするために、啓発、周知活動などに取り組むこと。

#### ② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別の解消のため、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解を進めるため、大阪府「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の主旨が、広く理解されるように、市（町村）においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

#### ③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間、連合大阪は大阪労働局に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っているが、いまだ就職差別については根が深い問題であり、企業への指導を強化すること。さらに、部落差別解消法について広く周知することともに、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底するなど、あらゆる差別の撤廃にむけた施策を講じること。

### (5) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設などに期日前投票も含む投票所を設置すること。また、共通投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力的な運用、施設側から公募による投票所設置などについて検討を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改めることなどについて検討すること。また、不在者投票手続きについても一層の簡素化について検討すること。

### (6) ふるさと納税の運用について

「ふるさと寄付金」（ふるさと納税）について、大阪市としての実績と今後の見通しを示すこと。また、寄付金については、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育や産業振興などの分野へ配分を行うなど、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

## 5. 環境・食料・消費者施策

### (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進

飲食店等に大阪市が取り組む「食べ残しあかんで O S A K A」の登録店舗の拡大を推進するとともに、市民に対して「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」などの効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」の促進と、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定を検討するなど環境整備を進めること。

### (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019 年 5 月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する支援を拡大すること。とりわけ「フードドライブ」による、フードバンク活動の支援の実績について公表し広報・啓発に努めること。

また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

### (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

### (4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪市では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### (1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

### (2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

とりわけ、視覚障がい者の転落事故が多発しているとの報道もあり、視覚障がい者が

多く利用する駅などへの優先整備などについても検討すべきである。事業者との協働により、そのような利用者が多い駅を把握できる仕組みなどについて検討すること。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

### (3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

### (4) 防災・減災対策の充実・徹底について

ハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。また、精度の高い情報収集を行いそれらの情報を確実に伝達できる体制を構築すること。

加えて、被害を低減させるための施設・装備の充実と、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を構築すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。

さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

### (5) 地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。大阪市においても有期・短時間・契約・派遣等で働く職員がいるが、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に自治体間の連携を行うとともに、少なくとも 24 行政区において「直近参集」が図れるよう検証すること。

また、地震発生時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

### (6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備など、地域住民との協働による地域

防災対策を講じること。また、帰宅困難となった住民に対して、一時避難できる場所の確保にむけた検討を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

#### (7) 集中豪雨など風水害の被害防止対策について

##### ① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発しており、想定を超えた被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要である。

すでに整備済みであっても、あらためて危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

##### ② 災害被害拡大の防止について

大型台風など大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定など、必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。

事業活動の休止を発令する場合は、多様な手段で緊急情報を正確かつ迅速に伝達できるようにすること。また、現場混乱を来すような情報発信は、市民生活に大きな影響を与えることから厳に慎むこと。

加えて、市民に不安を与えないため、コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

#### (8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

公共交通機関で働く者への暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、カスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化などの対策を講じること。

また、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援について検討すること。

#### (9) 交通弱者の支援強化にむけて

交通網が発達している大都市であっても、高齢者や障がい者など、移動に関するハードルが高い市民がおり、また公共交通サービスの空白地帯も存在している。そうした立場に置かれている「交通弱者」に対して、買い物や、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態の調査と当事者の意見を踏まえて、移動手段の確立や、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、必要な対策を検討すること。

#### (10) 持続可能な水道事業の実現にむけて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業

者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

## 7. 大阪市地域協議会独自要請

### (7) 大阪市地域協議会独自要請

#### ① 大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて

大阪経済は、コロナ禍により急速に悪化し非所に厳しい状況となっている。関西の企業倒産件数（2020年6・7月）では2か月連続200件を超え、対前年同月比17%増と全国で最も悪い水準となっている。業績の悪化は幅広い業種に広がる中、インバウンド需要の激減を背景として、飲食業・小売業を中心に大阪への影響が色濃く表れつつある。

こうした状況は、自治体の財政にも影響を及ぼしており、来年度の税収が500億円を超える減収を見込むと言った報道も行われている。また、コロナ禍による財政出動により自治体の貯金ともいえる「財政調整基金」についても取り崩さざるを得ない状況となっており、これらによる財政状況の硬直化は長期間に及ぶものと想定される。

自治体財政の硬直化による支出の削減や事業の廃止などは、市民生活に直接影響することから、そうした影響を最小限にとどめることは当然であるが、市の財政状況とそうした事がどの様な影響を及ぼすのかについて、市民に分かりやすい周知を行うことが重要である。

今後の中長期的な財政状況について明らかにするよう求めるとともに、財政調整基金の現状についても明らかにすること。

#### ② 「まち・ひと・しごと創生法」の理念に基づく創生戦略について

大阪市では「まち・ひと・しごと創生」に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な施策は、「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として取りまとめられており、「魅力と活力あふれる大阪をつくる」、「若者・女性が活躍できる社会をつくる」、「健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる」の3つの基本目標を設定し、施策が総合的・継続的に推進されていると認識している。

とりわけ「魅力と活力あふれる大阪をつくる」においては、「アジアの成長力を取り込むことで、国内外からヒト・モノ・カネ・情報が集まる魅力あふれる大阪を実現する」とされている。しかしながら「with/after コロナ」の状況のなか、こうした成長戦略を維持することが正しいのか、慎重に検討する必要があると考えている。とりわけ、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るという観点からも「まち・ひと・しごと創生」の施策展開について検証する必要があると考えている。

根拠法令となる「まち・ひと・しごと創生法」には、基本理念として「個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図る」のほか「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図る」ことなどが謳われており、あらためて、行政、住民、事業者など多様なステークホルダーによる連携・協働により、持続可能で魅力ある創生戦略の策定と、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要だと考えている。「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、そうした視点からの検証・検討を行い、包括的なアップデート

を進めることを要請する。

## (2) 経済・産業・中小企業施策

### ① コロナ禍による経済のダメージの軽減と再生に向けての支援の実施について

コロナ禍による、経済への影響は非常に大きいものとなっており、経済対策は急務である。とりわけ大阪市は、多くの生活者と事業者が集中する大都市であり、今回のコロナウイルス感染症による、感染リスクへの懸念と経済への影響は非常に大きいものとなっている。

我々は、政令指定都市である大阪市として、緊急時の備えとしてプールされている財政調整基金を活用するなど、独自の雇用・労働対策を講じるべきと考えている。

とりわけ、公務・公共サービス、保育所や高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、さらには社会インフラや生活関連サービスなど、社会生活を維持する上で必要な事業に従事する労働者（エッセンシャルワーカー）について、長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。大阪市として、感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

## (3) 福祉・医療・子育て支援施策

### ① 地域医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現

コロナ禍の影響により「医療」「健康」への不安が高まっている。大規模な感染症の流行が発生すれば、その感染症への対策への懸念だけでなく、日常の医療や健康も脅かされるという事実も明らかになっている。

大阪市の医療体制は逼迫した状況が続いているが、医療崩壊を防ぐためには、市民の間での感染を防ぐと同時に、医師が必要と判断した場合に適切なタイミングでPCR検査が行われることも重要な要素であると考えている。さらに、医療従事者における感染予防策についても大きな課題である。医療現場に必要なマスクや防護服など、必要とされる医療資材が十分に行きわたるよう措置を講じること。さらに、医療従事者や病院関連の労働者の長時間労働が常態化しており、労働時間管理の徹底とともに、処遇改善を図ること。

さらに、「with/after コロナ」において、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るために、改めて、高度医療のみに偏重することの無い包括的な市域の医療・保健体制の構築にかかわる視点が重要と考えている。

そのためには市域の医療・保健体制を支える医療機関、保健所、保健福祉センターなどが連携して対応する必要があると考えている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には、保健所の深刻な業務実態も明らかとなっており、危機管理の体制として、施策を担保しうる予算措置と必要な人員の確保を行うことを要請する。

### ② 市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について

大阪市においては、2018年3月末に廃止された住吉市民病院について、大阪市会が2013年3月、「跡地に民間病院を誘致する」との付帯決議を付けたにもかかわらず、誘致は3度にわたり失敗。代わりに大阪市立大学医学部付属病院を跡地に誘致する方針が

示されている。現在、暫定的に「市立住之江診療所」が開設されているが、「外来」のみで入院や短期入所のニーズには対応できていない。

私たちは、こうした結果、周辺地域のみならず、大阪市としての小児医療環境の後退を招く結果となったと考えている。

早急に新病院の建設に着手し、住吉市民病院が積極的に取り組んできた小児、周産期の体制を維持し、特に入院機能を有した小児医療に取り組むことを要請する。

また、市域北部の地域医療拠点でもある十三市民病院については、一時的にコロナウイルス感染症専門病院に転用された。転用が行われた5月には、多くの近隣住民がかかりつけ医を変更され、100名を超える入院患者の転院措置が行われる一方で、7月下旬からは、一転して一般外来を再開するなど混乱が続いた。

この一連の経過についてはコロナ禍により先行きが不透明な中での措置であり、やむを得ない点もあるが、結果として地域医療に混乱が生じたことについては重く受け止めるべきである。

「with/after コロナ」において、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るために、改めて、高度医療のみに偏重することの無い包括的な市域の医療体制の構築にかかわる視点が重要と考えており、それらを担保しうる地域医療拠点としての市民病院の運営が行えるよう、大阪市として、必要な人員配置や予算措置を講じることを要請する。

### ③休日急病診療所の充実と増設を診療時間の拡大について

大阪市内には小児科専門の救急病院が少なく、休日夜間になると大阪中央急病診療所（西区）に、患者が集中し、救急で行っても待ち時間が非常に長い場合がある。

小児救急はニーズが高く、かつ高度な水準が求められる医療現場である。現状では重大インシデントが発生しないとも限らない。また、社会的な弱者に「しわ寄せ」が集中する課題でもある。

大阪市として独自の改善策を講じるべきであると考えており、休日急病診療所の増設について検討するとともに、医療従事者への処遇改善などを通じて人材確保が図れるよう予算措置を講じるよう要請する。

### ④公衆衛生研究所の機能充実について

大阪市においては、2017年4月より、直営により運営されてきた環境科学研究所が統合・独法化され「地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所」が発足した。

本来、「公衆衛生検査所もしくは地方衛生研究所」は、国の要綱に基づいて、公衆衛生の向上及び増進を図るための「都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核」の役割を担うべく設置されてきたものであり、新たな健康危機事象が発生した場合、検査結果を基にした公権力行使の基盤となる組織である。

新型コロナウイルス感染症にとまなうPCR検査についても、その重責を担うわけであるが、「(地独)大阪健康安全基盤研究所」にとっては、行政からの独立性と採算性が強く要求される一般型独立行政法人であるにもかかわらず、担うべき範囲を超えた対応が迫られることとなったのではないかと危惧をしている。

2016年4月に施行された感染症法では、自治体による「検査の責務」が明記されており、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな健康危機事象への関心の高まりを



受け、全国的に地方衛生研究所の機能強化が叫ばれている。大阪市として「(地独)大阪健康安全基盤研究所」の機能強化に向け必要な予算措置が講じられることを要請する。

#### ⑤児童いきいき放課後事業について

「児童いきいき放課後事業」については、一定人数以上の利用希望者があれば、19時までの延長利用が行われているほか、要件の緩和や利用金額の減額など改善が行われているものの、「地域ニーズに応じたサービスが提供」としながら、就労する保護者にとっては、ニーズに合っているとは言い難いとの認識である。

さらに、コロナ禍により、子どもたちの生活環境にも大きな変化が起きており、なかでも「子どもの貧困率」が高い大阪においては、そうした影響が顕在化しているとの認識である。

私たちは、大阪市の放課後児童施策について、健全な児童の育成といった目的だけでなく、就業者のワーク・ライフ・バランスからの観点や、社会的弱者に対する施策、社会教育としての視点など、多様な視点からの事業の強化が必要であると考えており、「児童いきいき放課後事業」に対して、一定人数以上の利用希望者がなくても、「公費」により19時まで延長することなどをはじめとした、事業の充実に向けた予算措置が行われるよう要請する。

#### ⑥「路上喫煙禁止地区」の拡大と喫煙による健康被害防止のための施策について

道路や公園など、多くの人々が通ったり、集まったりする公共の場所での喫煙については、他人の身体や衣服などにたばこの火が当たってしまったり受動喫煙による健康被害への懸念がある。

大阪市として、各行政区における憩いの場である公園などに「モデル喫煙禁止地区」を設定するなど「路上喫煙禁止地区」の拡大や「喫煙スペース」設置について検討すること。

加えて、喫煙による健康への影響については、医療費との関連においても影響が懸念されており、健康上の観点からの啓発（AIを活用したチャット形式の禁煙チャレンジなど）などによる施策についても施策として検討を行うことを要請する。

#### ⑦コロナ禍の中における、社会のセーフティーネットの再構築について

コロナ禍により、いわゆる「社会的弱者」と呼ばれる人々の生活不安が明らかとなっている。そうした背景の一因として、本来機能すべき「福祉」という社会のセーフティーネットが、必要な人々に届きにくい現状があると考えている。

私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「福祉」に対する関心は高く、行政として「with/after コロナ」のなかで、社会のセーフティーネットをどの様に担保していくのかが大きな課題であると考えている。

そのためには、必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、今後増加が予想される、生活困窮者や生活保護世帯数の増加に的確に対応できるよう、必要な措置が行われることを要請する。

また、こうしたコロナ禍による社会状況の変化を、社会のセーフティーネットを再構築する機会と捉え、多角的な検討をおこなうこと。社会のセーフティーネットが担保されれば、生活や医療に対しての不安が少なくなり、多くの市民が安心して社会生活を営むことが出来るようになることから、結果として経済の好循環にも寄与するものと考え

ている。

#### (4) 教育・人権・行財政改革施策

##### ① 区行政の充実について

大阪市では、2017年度から3年間、「市政改革プラン2.0(区政編)」にもとづき、「地域社会づくり」と「区行政の運営」の両面におけるニア・イズ・ベターのさらなる徹底を図るための取り組みが進められてきた。本年4月には、そうした成果をもとに取りまとめられた「市政改革プラン3.0」においても、「ニア・イズ・ベター」について、より一層徹底させる必要があるとされている。しかし、そうした大阪市としての思いや取り組みにもかかわらず、一部の例外を除き、社会の変容による地域コミュニティの形骸化が進行していると言わざるを得ない。

我々が行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、地域コミュニティへの期待の声がある一方で、再構築を望む声や形骸化への危惧などの意見もあり、残念ながら、言われているような『ニア・イズ・ベター』の徹底」といった手法には限界があると考えている。

一方で、コロナ禍や大規模災害などにより、改めて「公」の役割について注目されており、「with/after コロナ」において、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るために、改めて「行政」と「住民」の役割分担について検証する必要があると考えている。

我々としても、地域の実情や特性に即した地域運営の促進について推進すべきであると考えているが、とりわけ、現状のコロナ禍の中では、従来の発想から踏み込んで、「区役所」の権限と機能について、本当の意味で「ニア・イズ・ベター」を担保しうる「住民」に身近な行政機関とするべきと考えている。

そうした観点から、区役所と各局との連携の在り方を検証し、財源と権限・人員の配置を行うことを要請する。

##### ② すべての子どもたちに教育を保障すること

コロナ禍により子どもたちの学ぶ権利が大きく損なわれたと考えており、とりわけ「子どもの貧困率」が高い大阪において、社会的な格差により拡大しつつある「教育格差」の問題が顕在化しているのでは無いかと考えている。私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「学び」に対する関心は非常に高く、行政として「with/after コロナ」のなかで、社会的弱者への学習機会の保証などについて包括的な視点での取り組みが求められている。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「多様な教育機会確保法」）により、義務教育未修了者や外国人等で日本語の学習を希望する方々、義務教育を十分保障されていない不登校児童・生徒などに対して、教育の機会が均等に確保できるよう取り組みがすすめられることとなった。

不登校児童・生徒等への支援とともに、夜間中学の充実と帰国・来日児童生徒への十分な対応など、学習したい人たちへの学べる場所と学びやすい条件を保障すること。

また、障害者基本法においては、「国及び地方公共団体は、障がい者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能

な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」とされている。障がいの有無に関係なく、地域の学校に進学し、安心して学ぶことのできる条件整備をすすめること。

### ③教育費・医療費の完全無償化について

コロナ禍により子どもたちの学ぶ権利が大きく損なわれたと考えており、とりわけ「子どもの貧困率」が高い大阪において、社会的な格差により拡大しつつある「教育格差」の問題が顕在化しているのでは無いかと考えている。私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「学び」に対する関心は非常に高く、行政として「with/after コロナ」のなかで、社会的弱者への学習機会の保証などについて包括的な視点での取り組みが求められている。

とりわけ、保護者の経済力が、学力に大きく影響するという事は、これまでの様々な調査で明らかになっており、就学援助制度もあるが、経済的に困窮し、学校徴収金、積立金等の納入が困難な家庭の増加も懸念されることから、そうした経済的負担を軽減し、学習の機会と学力の底上げを期するための制度整備を要請する。

医療費についても、現行、1医療機関での受診に、1回500円、限度額は月1,000円で、それを超える負担額については無償となっているが、学校での検診後、治療勧告書を保護者に交付しても、経済的な事情で子どもを医療機関で治療させることができない保護者が存在している。コロナ禍の状況の中で、こうした傾向が増すことを危惧しており、子どもに関する医療費の全額無償に向けた制度整備を要請する。

### ④子どもたちの学習環境整備について

大阪市においては、児童数の減少を理由として学校の統廃合が行われている一方で、市内中心部では大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、特別教室の転用や校舎の増改築などが行われるなど学習環境の低下が懸念されている。

また、コロナ禍により子どもたちの学ぶ機会が大きく損なわれており、学校校舎の設備面などにより学ぶ機会が制限されることがあってはならず、常に良好な学習環境が維持できるよう教育環境の充実に向けて計画的に取り組むことを要請する。

## (5)環境・食料・消費者施策

### ①プラスチックごみ削減の取り組み

「プラスチックごみ」に対して、今後もプラスチック容器を含め増加傾向にあるとされており、世界中で対処方法を求められている。

特に問題とされているのが「マイクロプラスチック」で、環境中で自然に分解されずに半永久的にたまり続ける可能性があり、また、海に広がったマイクロプラスチックを後から回収することはほぼ不可能であり、プラスチックごみ自体を減少させることが必要とされている。

このような状況の中、大阪市においても、大阪府ともに「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を発表し、取り組みが進められている。また、本年7月からは「容器包装リサイクル法」の枠組みを利用して、いわゆるレジ袋の有料化もスタートしており、プラスチックごみ削減に向けた取り組みが着実に進展していると考えている。

今後、大阪市での取り組みが、さらに実効性あるものになるよう、市民に対する3Rの徹底などを含めた啓発を進めるとともに、事業者とも連携して、先進的な事例に対してはインセンティブを設けるなど、具体的な取り組みを進めること。

## (6) 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### ① 魅力ある「まちづくり」の進展について

大阪市においては、市内中心区域を中心として、児童数の減少を理由として学校の統廃合が行われた後、大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、急遽校舎の増築などを余儀なくされているなどの事象が発生しているが、こうした事象が発生した要因として、生活者目線の都市計画が策定されていない事があると考えている。

2000年5月に改正された都市計画法では、全ての都市計画区域で「都市計画マスタープラン」を策定することが義務付けられているが、大阪市としての「都市計画マスタープラン」は未だ策定されていない。

こうした状況では、市場原理優先の都市開発により、住民不在の都市開発が進むことにより、結果として都市の魅力を損なうことが危惧される。

住民をはじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働により、魅力あるまちづくりの計画が必要と考えており、そうした検討がすすむよう制度整備を要請する。

### ② 勤労者視点からの防災計画の充実について

近年、大規模な自然災害が多発しており、大阪においても地震や台風などによって被害が発生したことは記憶に新しい。さらには、コロナ禍の状況により従来の防災対策では大きく取りあげられなかった防災計画と感染症対策の関連についても対応が迫られている。こうした災害対策においては、自助・共助・公助のキーワードが語られることが多いが、我々も、地域に働く勤労者・生活者の立場で、自助・共助の防災対策に取り組んでいきたいと考えている。

一方で、多くの生活者と事業者が集中する大都市である大阪市の防災計画としては、地域防災計画において、地域の事業所やそこで働く勤労者の視点について、より一層の充実が必要であると考えている。とりわけ、災害時における事業継続計画（BCP）の策定は喫緊の課題であると考えており、防災担当部局からの積極的な働きかけが必要である。BCPの策定が進行するための制度の構築に向けた検討を要請する。

### ③ 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害による危険性がある。また、いわゆる「ゴミ屋敷」化している空き家などは、周辺住民に悪影響を及ぼしている。

大阪市においては、「大阪市空き家等対策計画」策定の下、近隣住民が安全かつ快適に生活できるよう様々な取り組みが行われているが、今後とも、地域における啓発などを通じて対策について市民周知を行うこと。

また、空き家対策の強化として、各区における事例の共有などを行うとともに、地域活動協議会やNPO等と連携の上、事業実施を検討している団体などに対する支援や助成を拡大すること。

### ④ 高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転が原因と見られる事故が社会問題化しているが、大阪市において

は高齢化率も高く、問題が深化する恐れもあり、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度についての検討を行うこと。また、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる急加速を防止する装置等、安全運転をサポートする安全運転支援装置にかかる補助制度の拡充をおこなうこと。併せて、交通空白地帯を作らないよう、公共交通機関の充実をはかること。